## 2 学校の取組の推進状況

### (1)「学校いじめ防止基本方針」の策定及び「学校いじめ対策委員会」の設置状況

「基本方針」の策定と、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置は、いずれも「いじめ防止対策推進法」で学校の義務として規定されている。

#### 【いじめ防止対策推進法】

(学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校における いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

この規定に基づき、都内全公立学校において、平成 26 年 10 月末日までに、「対策委員会」の 設置が、平成 27 年 3 月末日までに、「基本方針」の策定が完了した。

「基本方針」の策定が、「対策委員会」の設置の後になった学校があったのは、区市町村におけるいじめ防止等に関する条例の制定や地方いじめ防止基本方針の策定を受けた後に、それらを参酌する形で策定したなどの理由による。

## 課題

学校は、「基本方針」が、自校の実情に応じた実効性ある内容になっているか、教職員がその 内容を十分に理解し、共通実践が図られているかなどについて、絶えず検証し、改善を図ってい かなければならない。

また、「対策委員会」の役割が明確になっているか、全ての教職員が、子供のトラブルに気付いたら、どんな小さなことでも迅速にこの委員会に報告しているかなどについて、常に緊張感をもって確認していかなければならない。

都教育委員会は、平成27年4月に、「対策委員会」の取組状況について調査した。

この調査の回答期日が、「基本方針」の策定や「対策委員会」の設置から1年を経過していない時期であったことから、全ての学校で確実に実施されていなければならない取組の一部について、実施に至っていない学校があることが明らかとなった。

結果の考察については、この後の項目で行う。(21ページ参照)

## 課題

学校におけるいじめ防止等の対策が、組織的に推進されるようにするため、全ての学校において、「基本方針」を各学校の実態を踏まえた実効性の高いものとするとともに、「対策委員会」の機能を高めることが不可欠である。

### (2) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

### ① 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

「問題行動等調査」における平成 27 年 3 月末日現在の学校の日常の取組の推進状況は、以下のとおりである。【図表 17】

「職員会議を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った」、「いじめの問題に関する校内研修を実施した」、「道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行った」については、全公立学校で実施できており、達成率は100%となっている。(小学校が、99.9%となっているのは、平成26年度に休校の学校があったことによる。)

【図表 17】学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

校種	小学校				中学校			高等学校	ξ	特別支援学校	交			
区分	_													
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解 を図った	(	1, 295 99. 9	)	(	629 100. 0	)	(	239 100. 0	)	61 ( 100.0	)		2, 224 100. 0	)
いじめの問題に関する校内研修 を実施した	(	1, 295 99. 9	)	(	629 100. 0	)	(	239 100. 0	)	61 ( 100.0	)		2, 224 100. 0	)
道徳や学級活動の時間にいじめ にかかわる問題を取り上げ、指 導を行った	(	1, 295 99. 9	)	(	629 100. 0	)	(	239 100. 0	)	61 ( 100.0	)		2, 224 100. 0	)
児童・生徒会活動を通じて、いじめの 問題を考えさせたり、生徒同士の人間 関係や仲間作りを促進した	(	838 64. 7	)	(	499 79. 3	)	(	47 19. 7	)	40 ( 65.6	)	(	1, 424 64. 0	)
スクールカウンセラー、相談 員、養護教諭を積極的に活用し て相談にあたった	(	1, 214 93. 7	)	(	565 89. 8	)	(	191 79. 9	)	22 ( 36.1	)		1, 992 89. 5	)
いじめ問題に対応するため、校 内組織の整備など教育相談体制 の充実を図った	(	1, 236 95. 4	)	(	582 92. 5	)	(	207 86. 6	)	48 ( 78.7	)		2, 073 93. 2	)
教育相談の実施について、必要に応じて教育 センターなどの専門機関と連携を図るととも に、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底 を図った	(	997 76. 9	)	(	459 73. 0	)	(	103 43. 1	)	22 ( 36. 1	)	(	1,581 71.1	)
学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた	(	1, 053 81. 3	)	(	488 77. 6	)	(	146 61. 1	)	60 ( 98.4	)	(	1, 747 78. 5	)
PTAや地域の関係団体等とと もに、いじめ問題について協議 する機会を設けた	(	608 46. 9	)	(	289 45. 9	)	(	96 40. 2	)	22 ( 36. 1	)	(	1, 015 45. 6	)
いじめの問題に対し、地域の関 係機関と連携協力した対応を 図った	(	388 29. 9	)	(	205 32. 6	)	(	49 20. 5	)	17 ( 27.9	)	(	659 29. 6	)
その他	(	21 1. 6	)	(	11 1. 7	)	(	4 1. 7	)	2 ( 3.3	)	(	38 1. 7	)
計	(	10, 240 790. 1	)	(	4, 985 792. 5	)	(	1, 560 652. 7	)	416 ( 682.0	)		17, 201 773. 1	)

<sup>※</sup> 複数選択となっている。

「平成 26 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

<sup>※ ( )</sup>内は、該当する件数/校種別学校総数×100(%)

<sup>※</sup> 小学校の中には、休校1校を含んでいる。

### ② いじめに関する授業の充実

「総合対策」には、いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組として、年に3回以上、「いじめに関する授業」を実施することが示されている。

「いじめに関する授業」の重要性と課題について、本委員会では次のような意見が述べられた。

### くいじめに関する授業について>

- 小学校高学年以上になると、自分たちで「どのような行為がいじめになるのか」を考えるなど、論理的な学習にも取り組めるようになる。発達段階等を踏まえ、「いじめ防止プログラム」に掲載されている学習指導案を、児童・生徒の実態に合わせて活用することが必要である。
- 「いじめは絶対に許されないことである」ことを、知識として指導することに加えて、同じ言動に対して、楽しいと感じる人もいるし、つらいと感じる人もいるなど、人によって感じ方が異なることなどについて、児童・生徒が話し合いながら考えることができるようにすることが大切である。
- 児童・生徒同士が、いじめ問題について話し合う活動等を通して、友達をからかったり、暴力を振るったりするよりも、その友達が喜ぶことをした方が、ずっと相手も自分も幸せであるということを実感できるように指導することが大切である。

### 課題

各学校で定期的に実施されている「いじめに関する授業」が効果的なものとなるよう、今後とも、 都教育委員会は、多様な実践事例を学校に周知していく必要がある。

学校においては、いじめ防止に向けて、児童・生徒の主体的な活動を促すことができる授業を工夫することが必要である。

### (3)「学校いじめ対策委員会」の取組状況

平成 27 年 5 月 8 日時点での学校種別の「学校いじめ対策委員会」の取組状況は、次ページに示すとおりである。【図表 18】

この調査は、全公立学校を対象に、「対策委員会」が必ず行わなければならない取組を7点示し、 平成27年5月8日時点で、各取組が「実施」、「準備中」、「未着手」のうちいずれかを回答する形式で実施した。

【図表 18】「学校いじめ対策委員会」の取組状況(平成 27 年 5 月 8 日現在)

項目	取 組 内容
項目 1	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるようにするために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知している。
項目 2	定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりしている。
項目3	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーの役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。 【特別支援学校は対象外】
項目 4	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画を策定して、全教職員に周知している。
項目 5	児童・生徒を対象にして、いじめを把握するためのアンケートを定期的に実施するとともに、児童・生徒がアンケートに記載した内容を、「学校いじめ対策委員会」として教職員間で共有できるようにしている。 【特別支援学校は、児童・生徒の実態によって対象外となる場合がある】
項目6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底している。
項目7	いじめ防止対策推進法第 28 条に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。

校科	<b></b>		小学校			中学校		盲	——— 高等学校	交	中等	等教育 等	学校	特別	──── 刂支援 <sup>負</sup>	 学校		全体			
学校数			1,292		621				228		6				62		2,209				
状況		未着手	準備中	実施	未着手	準備中	実施	未着手	準備中	実施	未着手	準備中	実施	未着手	準備中	実施	未着手	準備中	実施		
項目1	学校数	0	5	1,287	0	2	619	0	9	219	0	0	6	0	5	57	0	21	2,188		
次口!	割合	0.0	0.4	99.6	0.0	0.3	99.7	0.0	3.9	96.1	0.0	0.0	100.0	0.0	8.1	91.9	0.0	1.0	99.0		
項目2	学校数	0	19	1,273	0	9	612	3	50	175	0	2	4	0	15	47	3	95	2,111		
AU2	割合	0.0	1.5	98.5	0.0	1.4	98.6	1.3	21.9	76.8	0.0	33.3	66.7	0.0	24.2	75.8	0.1	4.3	95.6		
項目3	学校数	0	3	1,289	0	4	617	2	16	210	0	0	6				2	23	2,122		
換口の	割合	0.0	0.2	99.8	0.0	0.6	99.4	0.9	7.0	92.1	0.0	0.0	100.0				0.1	1.1	98.8		
項目4	学校数	1	116	1,175	1	35	585	8	71	149	0	3	3	0	21	41	10	246	1,953		
块口4	割合	0.1	9.0	90.9	0.2	5.6	94.2	3.5	31.1	65.4	0.0	50.0	50.0	0.0	33.9	66.1	0.5	11.1	88.4		
項目5	学校数	0	13	1,279	0	5	616	7	49	172	0	2	4				7	69	2,071		
項口3	割合	0.0	1.0	99.0	0.0	0.8	99.2	3.1	21.5	75.4	0.0	33.3	66.7				0.3	3.2	96.5		
項目6	学校数	0	1	1,291	0	1	620	1	18	209	0	0	6	0	5	57	1	25	2,183		
現日0	割合	0.0	0.1	99.9	0.0	0.2	99.8	0.4	7.9	91.7	0.0	0.0	100.0	0.0	8.1	91.9	0.0	1.1	98.8		
項目7	学校数	0	13	1,279	0	8	613	1	23	204	0	0	6	0	5	57	1	49	2,159		
块口 /	割合	0.0	1.0	99.0	0.0	1.3	98.7	0.4	10.1	89.5	0.0	0.0	100.0	0.0	8.1	91.9	0.0	2.2	97.7		

平成27年4月 「学校いじめ対策委員会」の取組状況に関する調査

その結果、「定期的に会議を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、 各事例への対応方針を協議したりしている」や「いじめの未然防止や早期発見のための取組について、 委員会が年間計画を策定して、全教職員に周知している」などの取組については、一部の校種では、 実施率が十分でないことが分かった。

本調査の結果を受けて、各学校は「対策委員会」の役割を明確にし、年間の活動計画を作成するなどして、取組の確実な実施に向けて改善を図った。また、都教育委員会は、区市町村教育委員会や都立学校等に個別に助言等を行ってきた。こうした改善の取組を経て、6月末日時点で、この調査と全く同じ項目で実施した再調査により、全公立学校において、7つの全項目について、「実施」に至ったことが確認された。

### (4) 各学校における取組

### ① 各教員等が把握したいじめに関する情報を、全教員で共有するための工夫

都教育委員会は、平成24年度から毎年度、公立学校におけるいじめの認知件数やいじめの疑いの件数を調査するとともに、各学校のいじめ防止等の対策の取組状況を把握してきた。それらの結果については、改善策と共に公表している。

平成 26 年度からは、この調査を、各学校における「総合対策」に示された取組の進捗状況等を把握、検証するとともに、改善を図るための基礎データとして経年比較ができるように改善し、その結果について、本委員会でも協議した。

平成27年度の調査については、「条例」の成立や「総合対策」の策定から1年が経過した時点の 進捗状況について、その成果と課題を検証し、課題を明らかにしたところである。

次ページには、「いじめへの対応について学級担任が一人で抱え込むことのないようにする取組」のうち、「各教員等が把握したいじめに関する情報を、全教員で共有するための工夫」について、複数選択で回答を求めた結果を示した。【図表 19】

この結果をみると、全ての校種で、項目に示す全ての取組について、昨年度より実施している学校が増加していることが明らかになっている。

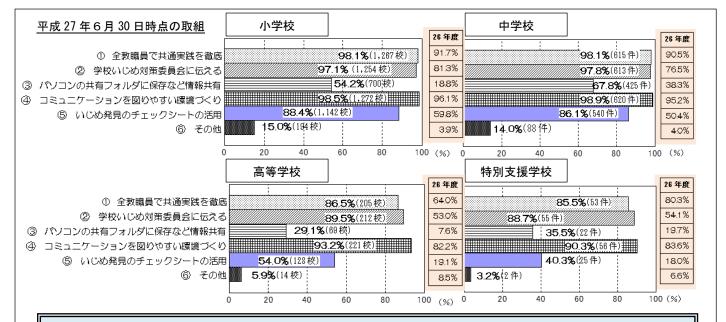
特に、組織的対応の基盤となる「コミュニケーションを図りやすい環境づくり」などの取組は、 90%を超す学校で推進されていることが分かる。

## 課題

ただし、「全教職員で共通実践を徹底」や「学校いじめ対策委員会に伝える」などは、いじめ防止対策推進法の趣旨から、いずれの学校でも必ず実施しなければならない取組であり、本来 100% の実施でなければならないものである。

都教育委員会は、各学校が自校の取組を不断に評価し、改善できるようにするための方策を示していくことが必要である。

# 【図表 19】いじめへの対応について学級担任が一人で抱え込むことのないようにするようにする取組 ~ 各教員等が把握したいじめに関する情報を、全教員で共有するための工夫 ~



### 【回答項目】

- ① 職員会議や打ち合わせ等を通じて、学校におけるいじめ防止等の対策の具体的な取組について、全教職員で共通実践 することについて徹底している。
- ② 職員会議や打ち合わせ等を通じて、各教員が把握したいじめの実態や気になる様子を、学校いじめ対策委員会に伝えることについて徹底している。
- ③ いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報が、定められた様式の「記録ファイル」により、パ ソコンの共有フォルダに保存されるなど全教職員で共有できるようになっている。
- ④ いじめ等の情報を職員室等で、日常的に話題にしたり、相談し合ったりできるようにするため、教職員同士が互いに コミュニケーションを図りやすい職場環境づくりを推進している。
- ⑤ 全教職員が、定期的に「いじめ発見のチェックシート」等を活用して、児童・生徒の様子を観察するとともに、学校 いじめ対策委員会において、結果を集約・分析するなどして、情報共有している。
- ⑥ その他

平成26・27年度 いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査(都教育委員会)

### ② いじめの未然防止や早期発見に向け、学校全体で工夫した取組

次ページに、いじめも未然防止や早期発見に向け、学校全体で工夫した取組について、各学校が 複数選択で回答した結果を示した。【図表 20】

## 成 果

この結果においても、全ての校種で、項目に示す全ての取組について、昨年度より実施している 学校が増加していることが分かる。

特に、昨年度は実施率が低かった「保護者会や学校便りによる周知」については、全ての校種で、 実施率が大きく向上している。

また、いじめ防止等の対策を全教員で行うことを「教育課程等に明記」している学校や、いじめ 問題への適切な対応に関する内容を「学校評価の項目に設定」している学校が増加していることも 一定の成果と考えられる。

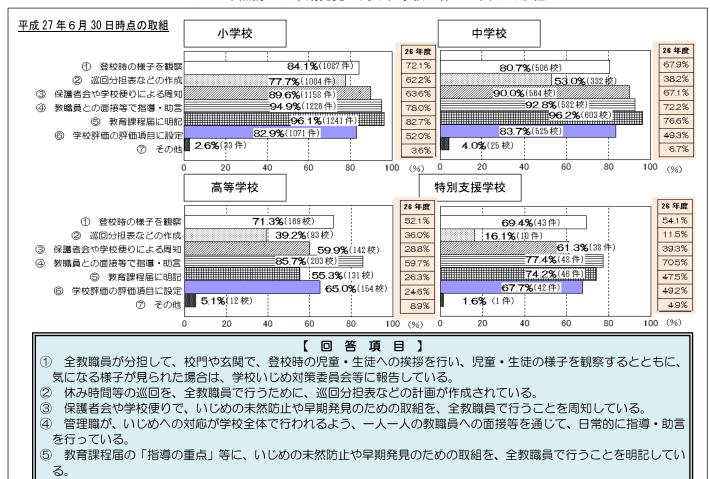
## 課題

⑦ その他

これらの項目に示す取組は、学校におけるいじめ防止等の対策を、保護者に示し理解を得るとと もに、保護者等の意見を反映して改善を図るために欠かせない取組である。

都教育委員会は、十分に実施できていない学校に対して、助言等を行っていく必要がある。

【図表 20】いじめへの対応について学級担任が一人で抱え込むことのないようにするようにする取組 ~ いじめの未然防止や早期発見に向け、学校全体で工夫した取組 ~



⑥ 学校評価の評価項目に、いじめ問題への適切な対応に関する内容が設定されている。

平成26・27年度 いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査(都教育委員会)

## 3 教職員一人一人の取組と意識の現状

### (1) 全教職員対象のチェックリストの実施

本年7月に、岩手県矢巾町の中学生が、いじめを苦にして自殺したと考えられる事案については、 学校において組織的な対応が行われていなかったことなどが報道されている。特に、法の趣旨や内 容が、教職員一人一人にまで徹底されていなかったことが課題とされている。

## 課題

各学校において、いじめ防止等の対策が実効的に行われるようにするためには、全ての教職員が「基本方針」を踏まえ、「対策委員会」を核とした組織的な取組を確実に実施することが不可欠である。

そのため、都教育委員会は、全教職員を対象にチェックリスト方式による点検を行い、学校の実態に応じた個別の指導・助言を行うこととし、平成27年8月10日付けで、各学校等に通知した。この点検では、全12項目について、教員一人一人が、現在の自分の取組状況について、4つの選択肢の中から1つを選んで〇を付けることとしている。

項目は、以下のとおりである。

- 1 あなたは、「いじめ防止対策推進法」に定められた定義に基づき、いじめられている児童・生徒の心情に寄り添って、いじめを認知しようとしていますか。
- 2 あなたは、学校の「学校いじめ対策委員会」のメンバーを知っていますか。
- 3 あなたは、学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解していますか。
- 4 あなたは、児童・生徒や保護者に対して、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用して、いじめ防止の ための取組を伝えていますか。
- 5 あなたは、アンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握していますか。
- 6 あなたは、自分の勤務している学校で、いじめ防止等のために行っている校内研修やOJT等の内容を、日常の指導に生かしていますか。
- 7 あなたは、上司や同僚と、日頃から報告・連絡・相談できる関係を築いていますか。
- 8 あなたは、児童・生徒の気になる様子を見聞きしたら、どんな小さな事例でも、迅速に「学校いじめ対策委員会」 のメンバーに報告していますか。
- 9 あなたは、児童・生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを、教科、道徳、特別活動等を通して、計画的に指導していますか。
- 10 あなたは、児童・生徒に対して、どんな些細なことでも悩みや不安がある場合は、担任や他の教職員に相談するよう指導していますか。
- 11 あなたは、児童・生徒に対して、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりせず、必ず教職員に伝えるよう指導していますか。
- 12 あなたは、児童・生徒や保護者に対して、いじめについての相談は、学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えていますか。

# 【図表 21】いじめ防止対策徹底のためのチェックリスト 抽出校実施分集計 上段:回答者数 平成27年9月11日締切

下段:割合

	校	種			小学校				- 1火 乙	中学校					高等学校	<u> </u>		特別支援学校					
	状	況	回答 者数	できている	おおむ ねでき ている	できて	できて いない	回答者数	できている	おおむ ねでき ている	あまり できて いない	できて いない	回答 者数	できている	おおむ ねでき ている	あまり できて いない	できて いない	回答者数	できている	ねでき	あまり できて いない	できていない	
	あなたは、「いじめ防止対 策権進法」に定められた定 義に基づき、いじめられてい る児童・生徒の心情に寄り 添って、いじめを認知しよう。 していますか。	に定められた定		903	566	19	19 1		433	296	17	0		264	85	1	0		148	53	1	0	
1		走の心情に寄り ごめを認知しようと		60.6	38.0	1.3	0.1		58.0	39.7	2.3	0.0		75.4	24.3	0.3	0.0		73.3	26.2	0.5	0.0	
		, 学校の「学校い		793	505	158	33		403	245	77	21		229	96	23	2		123	55	21	3	
2	じめ対策姿 を知っている	員会」のメンバー ますか。		53.3	33.9	10.6	2.2		54.0	32.8	10.3	2.8		65.4	27.4	6.6	0.6		60.9	27.2	10.4	1.5	
		、学校の「学校い		533	789	156	11		279	385	76	6		235	110	4	1		109	79	12	2	
3	じめ防止基 を理解してい	本方針」の内容いますか。		35.8	53.0	10.5	0.7		37.4	51.6	10.2	0.8		67.1	31.4	1.1	0.3		54.0	39.1	5.9	1.0	
	護者に対し	、児童・生徒や保 て、授業、保護 便りなどの多様		538	744	196	11	295	370	76	5		214	118	17	1		86	94	22	0		
4	な機会を活	用して、いじめ防 取組を伝えてい		36.1	50.0	13.2	0.7		39.5	49.6	10.2	0.7		61.1	33.7	4.9	0.3		42.6	46.5	10.9	0.0	
_	あなたは、アンケートから i 明らかになったいじめに関す る情報を把握していますか。			825	552	96	16		445	271	29	1		229	110	7	4		107	83	10	2	
5				55.4	37.1	6.4	1.1		59.7	36.3	3.9	0.1		65.4	31.4	2.0	1.1		53.0	41.1	5.0	1.0	
	いる学校で、い 等のために行っ 研修やOJT等の	は、自分の勤務して で、いじめの防止 いに行っている校内 DJT等の内容を、日 掌に生かしています		782	782 656 50	1		351	362	30	3		239	107	4	0		123	76	3	0		
0			1489	52.5	44.1	3.4	0.1	0.1 746	47.1	48.5	4.02	0.4	350	68.3	30.6	1.1	0.0	202	60.9	37.6	1.5	0.0	
7	あなたは、上司や同僚	. 上司や同僚と、 告・連絡・相談で	1409	1129	350	9	1		554	182	10	0		279	71	0	0		151	50	0	1	
,		ら		75.8	23.5	0.6	0.1		74.3	24.4	1.3	0.0		79.7	20.3	0.0	0.0		74.8	24.8	0.0	0.5	
8	になる様子 どんな小され	、児童・生徒の気 を見聞きしたら、 な事例でも、迅速		683	675	114	17	7	364	310	57	15		227	112	10	1		107	82	12	1	
		じめ対策委員会」 に報告しています		45.9	45.3	7.7	1.1	48.8	41.6	7.6	2.0		64.9	32.0	2.9	0.3		53.0	40.6	5.9	0.5		
9	して、いじめ ない行為で	、児童・生徒に対 けは絶対に許され あることを、教		878	551	57	3		434	264	45	3		242	100	7	1		115	79	8	0	
5		特別活動等を通 的に指導していま		59.0	37.0	3.8	0.2		58.2	35.4	6.0	0.4		69.1	28.6	2.0	0.3		56.9	39.1	4.0	0.0	
10	して、どんな	は、児童・生徒に対 しな些細なことでも で安がある場合は、 也の教職員に相談 指導していますか。		1089	382	18	0	540 197	9	0		280	68	2	0		159	43	0	0			
	担任や他の			73.1	25.7	1.2	0.0		72.4	26.4	1.2	0.0		80.0	19.4	0.6	0.0		78.7	21.3	0.0	0.0	
11	して、いじめ	、児童・生徒に対 かなどの行為を見 合には、見て見		1138	335	16	0		590	147	9	0		285	64	1	0		168	33	1	0	
	ぬふりせず	古には、兄こ兄 、必ず教職員に 旨導していますか		76.4	22.5	1.1	0.0			79.1	19.7	1.2	0.0		81.4	18.3	0.3	0.0		83.2	16.3	0.5	0.0
12	護者に対し	、児童・生徒や保 て、いじめについ 、学校以外の相		657	625	197	10		373	297	70	6		250	91	9	0	111	67	24	0		
		行っていることを		44.1	42.0	13.2	0.7	0.7	50.0	39.8	9.4	0.8		71.4	26.0	2.6	0.0		55.0	33.2	11.9	0.0	

「いじめ防止対策推進法」等に基づく組織的な対応に係る点検(都教育委員会)

各学校において、校長が、本チェックシートにより全教職員の取組状況を把握し、その状況に基づき、徹底されていない職員に対して、改善を図るための個別指導を行うこととした。

また、区市町村教育委員会は、明らかになった管下の学校の教職員の取組状況を把握し、学校に対して、必要な指導・助言を行ってきた。

さらに、都教育委員会は、各校種ごとの抽出校から点検結果の提供を受け、傾向を把握、分析した。

抽出校における集計結果は前ページのとおりである。【図表 21】

このチェックリストに示された 12 の取組は、いずれも、「いじめ防止対策推進法」に示される学校の組織的対応を実現させるために、全教職員に実施が求められる取組である。

先に示した「対策委員会」の取組状況 (21ページ参照) の結果と、この点検結果を比べてみると、 学校としての取組の状況は、6月末日には全ての項目において、100%の実施率となっているにも かかわらず、例えば、「『対策委員会』のメンバーを知っているか」や、「『学校いじめ基本方針』の 内容を理解しているか」など、組織的対応の基本となる状況についても、一人一人の教職員にまで は徹底できていなかったという現状が浮かび上がってくる。

## 課題

都教育委員会は、学校としては取組が行われているにもかかわらず、教職員一人一人にまでは、 実践の徹底が図られていないことを踏まえて、学校や教職員に対して、指導・助言を行っていかな ければならない。

学校におけるいじめ防止等の対策は、いかなる事案であっても必ず組織で対応することが求められている。一人でも実践ができていない教員がいることで、場合によっては重篤な事態を招くこともあり得るからである。

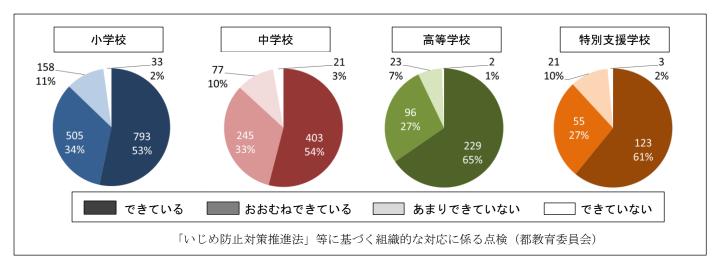
そのことを、都内公立学校の全ての教職員が十分に理解し、確実に実践できるようにするため、 都教育委員会は、学校が教職員一人一人の取組を徹底させることができるよう指導・助言を行って いくことが求められている。

そのため、都教育委員会は、学校における組織的な対応の確実な実施に向けて、全教職員が自分の取組を振り返り、改善を図ることができるようにするため、各学校で実施する校内研修の資料を開発することが必要である。

### (2) チェックリストの結果についての考察

以下に、このチェックリストの集計結果から、組織的な対応として最も基本的な項目等を選び、 若干の考察を加える。【図表 22~24】

【図表 22】 あなたは、学校の「学校いじめ対策委員会」のメンバーを知っていますか。



平成26年10月末までに、都内全公立学校において「対策委員会」が設置されている。

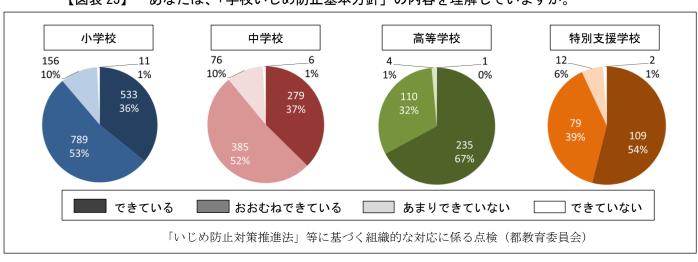
しかし、「対策委員会のメンバーを知っているか」という質問に、「あまりできていない(あまり知らない)」、「できていない(あまり知らない)」と回答している教員が一定数いることが明らかとなった。

## 課題

この状況については、**当該の教員の意識が低いという個人の問題なのか、学校として形式的な設置に留まっているという組織の問題なのか、詳細に分析し、実態に即して改善策を講じていく必要がある**。

「対策委員会」の機能強化の方策については、本委員会でも、繰り返し審議してきた。それらの 内容については、章を改めて報告する。(29ページ参照)

【図表 23】 あなたは、「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解していますか。

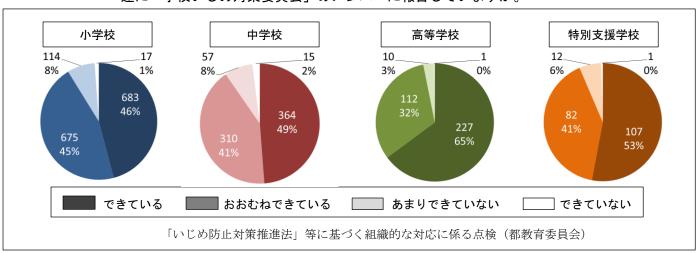


「基本方針」の内容理解について「できていない」や「あまりできていない」と回答した教員の割合は、高等学校、特別支援学校に比べて、小・中学校の方が高い。

「基本方針」は、学校の実態に応じて作成されなければならないものである。児童・生徒、教職員、保護者等の実情を踏まえ、学校として全ての教職員が行う具体的な取組を示した内容とすべきである。また、取組の効果等を不断に検証し、PDCAサイクルの中で、改善を図っていくことが必要である。

今後、都教育委員会には、成果の上がった実践事例を周知するなどして、全ての学校の「基本方針」の実効性を高める対策を講じることが求められる。

【図表 24】 あなたは、児童・生徒の気になる様子を見聞きしたら、どんな小さな事例でも、迅 速に「学校いじめ対策委員会」のメンバーに報告していますか。



いじめを未然に防止したり、早期に発見したりできるようにするためには、教職員が児童・生徒の日々のトラブルの中から、いじめにつながる萌芽を見抜いていかなければならない。そのためには、児童・生徒の状況について、複数の目で多角的に観察していくことが大切である。

全ての教員が、日頃から、児童・生徒の気になることを見聞きしたら、どんなに小さなことでも、 できる限り早く、「対策委員会」に報告して、組織として情報を共有することが欠かせない。

学校における組織的対応の基本は、学校として、教職員がとるべき具体的な行動を明確にしておくこと、そして、全ての教職員が、例外なく定められたとおりに行動することである。

このチェック項目に示され取組は、いじめ防止等の対策における組織対応のための最も重要な行動を示すものである。

今後とも、校内研修の中で、全ての教職員が、「チェックリスト」を活用して、自己の取組について振り返りを行い、改善を図ることができるようにすることが必要である。